

大田区立蓮沼中学校いじめ防止基本方針

大田区立蓮沼中学校

いじめ防止対策委員会

平成 26 年 9 月 25 日策定

令和 3 年 9 月 1 日改定

【改定の経緯】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどの学校にも起こり得るものであり、深刻な状況が長期にわたって全国的に続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立蓮沼中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を平成 26 年 9 月 25 日に策定した。基本方針の策定から 7 年が経過し、社会の情勢や大田区いじめ防止対策推進条例の制定等を踏まえて、学校の実態に即した基本方針の改善を図る必要があるために、いじめ防止対策委員会等で検討し、下記のように改定した。

第 1 蓮沼中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対応は、国民的な課題であり、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめを起こさせない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区（以下「区」という。）、教育委員会、区立学校、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体例】

- ・冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊びと称して叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等でソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）上に誹謗中傷や嫌なことを投稿される等。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校・学級でも起こりうるという認識のもと、区・教育委員会、区内小中学校、家庭、地域社会及びその他の関係諸機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組む。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、「特別の教科 道徳」の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え、理解するための取組を充実させるとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなど学校の全教育活動を通じて、生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように指導を推進する。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにする。そのため、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。事案に応じ、関係諸機関との連携によりいじめの解決を図る。

3 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

4 教職員が人権感覚を高め、指導計画に基づいた人権教育を推進する

学校は、人権教育に関する全体計画及び年間指導計画に沿って、道徳や総合的な学習の時間を柱に、全教育活動を通じて人権教育を推進する。また、教職員自らの人権感覚を高めるため、人権教育プログラムを活用した、研修を年間通して計画的に行う。

5 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体で組織的に対応する。

6 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に把握し解決できるようにするため、区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係諸機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けた取組を推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう要請する。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

学校は、法 13 条の規定及び「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和 3 年 4 月 1 日制定）ならびに「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日大田区教育委員会決定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- （１） いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「大田区立蓮沼中学校いじめ防止対策委員会」を設置し、認知したいじめを区教育委員会と情報を共有し、その対応に当たる。

委員は、校長・副校長・生活指導主任・不登校対策 CO・養護教諭・学年教員・スクールカウンセラー等とする。

委員会は、情報の共有を定期的、または必要に応じて行い、生徒の実態把握及び本方針を見直していく。

- （２） 重大事態（①いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみられたとき、②いじめにより在籍する生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、区・教育委員会と連携し、速やかに、学校のもとに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（アンケートや個別面談等の適切な方法）を行う。

3 具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」・「重大事態への対応」の 4 つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

（１） 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない・許さない態度を養う。
- ・生徒がいじめの問題について主体的に考え、生徒総会で年間の活動計画やスローガンを掲げて議論する等、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・地域、家庭と連携して、体験活動（環境教育・キャリア教育・国際理解教育）を通して、生徒の自尊感情・自己有用感を高め、共によりよく生きる心を育てる。
- ・校内研修等、OJT の充実や off-JT 等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネット（SNS）によるいじめ防止のための啓発活動を保護者・地域に行うとともに、生徒会を中心に、生徒自らがルール等を策定するなどの具体的な取組を推進する。
- ・家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携協力を強化する。

など

（２） 早期発見

- ・教職員は、定期的にセルフチェックを行い、きめ細やかな指導を行う。
- ・教職員は、生徒の発するいじめに関するサイン等の監察に努める。
- ・学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、早期にいじめの兆候及び実態把握

をするとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。

- ・ いじめに関する情報は、全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

など

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応するとともに、安易に解消したとすることなく継続的に注意深く監察する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめをした生徒を指導する。
- ・ いじめを傍観していた生徒には、自分の問題として捉えさせる取組や勇気をもって誰かに知らせるよう指導するなど、いじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援、助言を行う。
- ・ 学校だよりや保護者会の開催など、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談、連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。

など

(4) 重大事態への対処

- ・ 教職員は、重大事態の定義と解釈の内容を理解し確認するとともに、事案が発生したときには、速やかに組織を編成する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談、連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にする調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会を通じて、区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

など

4 関係機関との連携

大田区教育委員会

大田区いじめ問題対策連絡協議会

大田区いじめ問題対策委員会

大田区いじめ問題再調査委員会

大田区教育センター

池上警察署

大森少年センター

品川児童相談所

子ども家庭支援センター

保護司

民生・児童委員